

豊島区物品買入れその他の契約に係る競争入札参加資格 における区内の事業者取扱基準の実施について

平成 22 年 10 月 29 日

総務部長決定

改正 平成 26 年 12 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱基準の実施は、豊島区物品買入れその他の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準(平成 22 年 10 月 29 日 総務部長決定。以下「基準」という。) 第 8 条に基づき、区内の事業者として取扱いをするうえで必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この取扱基準の実施において使用する用語の意義は、基準において使用する用語の例による。

(取扱要件)

第 3 条 基準第 3 条第 1 項各号に規定する書類に基づく取扱要件の確認は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 豊島区に本店、支店、営業所等を有する届出書（別記第 1 号様式。以下「店舗届出書」という。）
- (2) 登録区分及び技術者資格免許等に関する届出書（別記第 2 号様式。以下「技術者等届出書」という。）
- (3) 基準第 3 条第 1 項第 3 号に規定する総務部長が必要と認める書類（以下「その他提出書類」という。）は、別表に定めるものとする。

2 基準第 3 条第 3 項に規定する取扱要件としての本店、支店、営業所等の実態の確認は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 本店、支店、営業所等の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること（看板が明瞭に確認できない場合や事務所の形態が他社と同居的な間仕切りのみの場合は、要件に該当しないものとする。本店、支店、営業所等と住宅を併用している場合は、本店、支店、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。）。
- (2) 本店、支店、営業所等に共同運営電子調達サービスを利用するためには必要な電子機器の他、複写機、通信機器、事務備品、その他事務等を執り行える什器等が備えられ、使用できる状態が確保されていること。
- (3) 本店、支店、営業所等に営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、

責任者が存在し常駐していること（人的配置が職員名簿等で確認できない場合、配置人員が他の事務所等と兼務となっている場合、実態調査時に営業活動を行い得る職員の不在状態が 2 回以上確認された場合は、要件に該当しないものとする。）。

- (4) 本店、支店、営業所等に常時連絡がとれる体制となっていること（不在転送電話、取次ぎ要員又は連絡員のみを配置していると確認できた場合には、要件に該当しないものとする。）。
- (5) 本店、支店、営業所等の公共料金（電気、ガス、水道、電話等）のその供給者への直近の支払いが本店又は支店、営業所等の標記でなされていること（本店、支店、営業所等と住宅を併用している場合は、本店、支店、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。）。

（実態調査）

第 4 条 基準第 4 条に規定する実態調査は、複数名で行うこととし、実態調査時は、次に掲げる事項に留意し、本店、支店、営業所等の関係者であることの確認を行い、了解を得てから調査を開始するものとする。

- (1) 調査項目は、店舗届出書、技術者等届出書及びその他提出書類（次号において「調査書類」という。）に記載された項目並びに第 3 条第 2 項に規定する実態の確認事項とすること。
- (2) 調査書類の内容及び第 3 条第 2 項に規定する本店、支店、営業所等の実態を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。
- (3) 調査の結果判断については、現場では言及しない。
- (4) 調査の際、今後の発注を予告するなど公正を害する恐れのある入札に関する情報を漏洩しないこと。
- (5) 常駐する職員については、必ず氏名等を確認すること。

2 実態調査時の写真撮影は、人物が写らないよう行うこと。

3 実態調査を実施した場合は、その調査記録を作成し、保管するものとする。

（改善指導）

第 5 条 基準第 5 条第 1 項に規定する必要な改善指導は、改善指導通知書（別記第 3 号様式）による。

2 基準第 5 条第 1 項に規定する報告は、改善指導報告書（別記第 4 号様式）による。

（区内事業者の取扱い停止措置）

第 6 条 ①基準第 7 条第 1 項に規定する指名停止を重ねて受けた場合とは、1 回目

の指名停止措置期間満了後、3か年を経過するまでの間に、2回目の指名停止措置要件に該当することとなったときとする。

②区内事業者の取扱い停止措置に係る事項は豊島区指名業者選定委員会において審議する。

附 則

この運用方針は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3条第1項第3号関係）

総務部長が必要と認める書類一覧表

1. 支店、営業所等の土地建物の権利を証明する次の書類
 - (1) 支店、営業所等が自社所有の場合は、不動産登記簿の写し又は固定資産税評価証明書の写し
 - (2) 支店、営業所等が賃貸物件の場合は、不動産賃貸借契約書の写し（会社が事務所として借主となっていること。）
2. 最新の受付票（押印及び印鑑証明書貼付済みのもの）の写し
3. 警備業の認定証の写し
4. 法人設立、設置届書の写し
5. 法人住民税均等割額の計算に関する明細書の写し
6. 法人住民税異動届出書の写し（支店、営業所等が異動した場合）

別記第1号様式（第3条第1項第1号関係）

東京電子 自治体 共同運営	受付番号	□□□□□□□□
	有効期限	年 月 日

- 1. 新規
- 2. 繼続
- 3. 変更

豊島区に本店、支店、営業所等を有する届出書（物品）

年 月 日

豊 島 区 長 様

本店所在地

商号又は名称

代表者(代理人)氏名

(印)

(営業所等の登録の場合は、その名称、営業所長名、印鑑)

※以下は、本店は本店の、支店等は支店等について記入して下さい

会 社 名	(フリガナ)		支 店 ・ 営業所名	
所 在 地	豊島区			
電 話 番 号	()		F A X	()
職 員 数	人	(内訳) 技術資格者職員：	人	事務職員等その他の職員： 人

* 職員数は、本店又は支店・営業所単位のもので、そこで常勤で勤務する職員数です。
(会社全体の人数ではありません)

《注意事項》

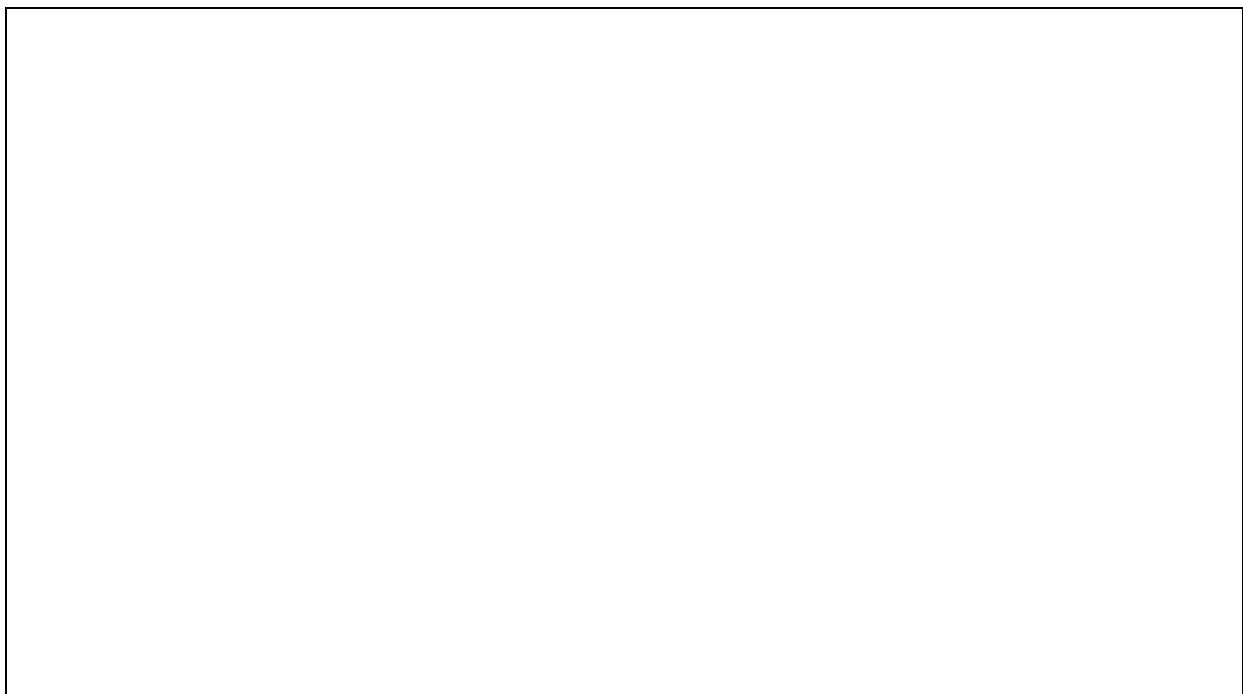
1. この届出書は、豊島区に本店、支店、営業所等を有する事業者（以下「区内の事業者」という。）が『区内の事業者』の取扱いを受ける場合に提出してください。
※本店とは、登記簿上の本店（法令等で許可等の必要な業種については、許可を受けた本店）をいう。
提出後、所在地の変更をした時及び東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「共同運営」という）の継続申請時にも、再度提出が必要になります。
2. 添付書類
 - (1) 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（共同運営）【裏面印鑑証明書】両面の写し1枚
 - (2) 次の写真を裏面に添付してください
 - ① 本店、支店、営業所等の外観の写真（看板等を入れて社名のわかるもの） 1枚
 - ② 本店、支店、営業所等の内部の写真 1枚
 - (3) 支店、営業所等で登録する場合のみ、次の書類を添付して下さい（本店登録者は必要ありません）
事務所が賃貸借物件の場合：家屋賃貸借契約書等の写し
事務所が自社所有物件の場合：不動産登記簿謄本写し
3. この届出書に基づき、予告せずに実態調査を行う場合があります。調査の結果、実態と記載内容が相違している場合は、入札参加停止等措置を行う場合もありますので、あらかじめご了解願います。
4. なお、この届出書が月の 20 日までに区に届き、当該月末日までに書類の不備等の連絡がなかった場合は、当該月の翌月から『区内の事業者』として取扱います。

① 本店、支店、営業所等の外観写真 1枚

* 看板等を入れて写すことで社名がわかるようにしてください。1枚で足りない場合は、複数枚添付してください。



② 本店、支店、営業所等の内部の写真 1枚



* 支店、営業所等で登録する場合のみ家屋賃貸借契約書の写しまたは不動産登記簿の写しを添付すること。(本店登録者は不要)

別記第2号様式（第3条第1項第2号関係）

東京電子 自治体 共同運営	受付番号	□	□	□	□	□	□	□	□
	有効期限	年	月	日					

登録区分及び技術者資格免許等に関する届出書

年　月　日

豊島区長様

会社名

代表者(代理人)名

印

(営業所等の登録の場合は、その名称、営業所長名、印鑑)

この届出書は、豊島区に本店又は支店、営業所等を有する事業者が、『区内の事業者』の取扱いを受ける場合に必要です。東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格新規・継続申請時に、区へ提出してください。

記入にあたっては、本店であれば本店の、支店、営業所等であれば支店、営業所等の登録区分、技術者資格免許等について記入してください。

1. 登録区分

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録

(該当する欄に○をつける)

建築物清掃業	建築物飲料水貯水槽清掃業
建築物空気環境測定業	建築物ねずみ・こん虫等駆除業
建築物飲料水水質検査業	建築物環境衛生総合（一般）管理業
(医療関連サービスマーク認定) 医療関連サービス認定事業者（病棟清掃）	

②添付書類

警備業の認定がある場合は、認定書（有効期限内のもの）の写し 1枚

2. 技術資格者数

①本店であれば本店の、支店、営業所等であれば支店、営業所等の常勤で勤務する
技術資格者職員数 () 人

(裏面につづく)

②技術資格者職員について下表にそれぞれの人数を記入すること。(重複可)

防災センター要員講習かつ自衛消防技術認定資格の保有者		人	自衛消防技術認定資格者		人
冷凍	1種	人	電気主任技術者	1種	人
	2種	人		2種	人
	3種	人		3種	人
暖房	ボイラー特級	人	電気工事士	1種	人
	ボイラー1級	人		2種	人
	ボイラー2級	人		認定電気工事従事者	人
	ボイラー整備士	人		特殊電気工事資格者	人
建築物環境衛生管理技術者		人	危険物取扱者		人
消防設備点検資格者		人			

3. 技術者名簿

2の①で記載した技術資格者実人数分について別紙に記入すること。
(記入欄が足りないときは用紙をコピーしてください。)

《記入例》

上記資格で持っているものすべて記入する。

↓

としま たろう 豊島 太郎	ボイラー2級 危険物取扱者
おおか じろう 大塚 二郎	電気工事士1種 認定電気工事従事者 消防設備点検資格者
めじろ はなこ 目白 花子	自衛消防技術認定資格者

4. 担当者（問合せ先）

届出書の内容について、説明できる担当者を下記に記載してください。

(ふりがな) 氏 名	連絡先電話番号	メールアドレス

別紙

別記第3号様式（第5条第1項関係）

改 善 指 導 通 知 書

年 月 日

営業所等名称

代理人氏名

豊島区長

貴社については、「豊島区物品買入れその他の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（以下「基準」という。）」に基づき調査を行った結果、区内の事業者として疑義が生じたため、下記のとおり改善指導を行います。

記

1. 改善指導

2. 確認書類（提出書類）

3. 提出場所及び期日

豊島区役所総務部契約課契約係

年 月 日（ ）

4 改善するまで貴社の取扱い

基準第5条により、区内の事業者としての実態が確認されるまで、区内の事業者として取扱いはしません。

別記第4号様式（第5条第1項関係）

改 善 報 告 書

年 月 日

豊島区長様

本店所在地

商号又は名称

代表者(代理人)氏名

(印)

年 月 日 豊島区物品買入れその他の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準第5条第1項に基づき求められた報告は、下記の通りです。

記

1. 指摘事項

(1)

(2)

(3)

2. 指摘事項に対する報告